

賃貸手続きや居住ルールの明確化、などが当てはまる。さらに、d「その他のユニバーサルデザイン」では、例えば自治会や管理組合への参加を保障することなどがあるだろう。

雇用環境におけるユニバーサルデザインにおいても同様に、a「物理的空間のユニバーサルデザイン」は、具体的には、ドアの自動センサー、エレベーター設置、キャビネットの高さをどんな背の高さの人にも利用できるようにする、など多数ある。b「情報技術のユニバーサルデザイン」は例えば、資料を電子ファイルで配布することで、各々が理解しやすい形式（音声、紙出力など）に変換して読むことができるようにする、などが考えられる。また、コンピューターを多くの人に使いやすくするよう工夫することなどもこの分類に当てはまる。c「システムのユニバーサルデザイン」としては、仕事内容や役割分担の可視化・明確化というようなものが考えられる。d「その他のユニバーサルデザイン」は、ここでは、食堂利用や社宅などの福利厚生に関するユニバーサルデザインなどを考えられるであろう。

### 3. 整理された枠組みの防災計画への活用

ユニバーサルデザイン4分類および合理的配慮の例を、教育、住宅、雇用の3領域ごとに表にまとめた。(表1)

上述したように、ユニバーサルデザインによって、全ての人のアクセスが可能になるのが理想であるが、現実には不可能である。この表からも可能な限りユニバーサルデザインで対応し、それでも満たされないニーズを合理的配慮の提供によって対応していると見ることができよう。例えば、住宅の家賃支払い方法を全ての人を選べるようにすれば、ユニバーサルデザインは可能だが、そうすることで、家賃管

理が複雑になるなど他の弊害が生じる可能性がある。しかし、健康上の理由で、通常の支払い方法ができない人の状況を認めないことは、その人の住宅を得る機会、権利を侵害することとなる。その場合、合理的配慮として個別にその支払方法を認めることで解決するのである。

逆に考えると、合理的配慮で挙げられる例は、ユニバーサルデザインで解決できない問題であるとも考えられるであろう。

以上のユニバーサルデザイン、合理的配慮の枠組みを、防災におけるユニバーサルデザインと合理的配慮に適用してみることで、今後、長期的な防災計画を立てつつ、既存資源で全ての人の安全な避難を保障する方策を考える上で有効である。

実際の整理は、ハワイの防災対策を例に、次章でまとめる。

### E. 結論

緊急避難時に高齢者や障害をもつ人々に、障害をもたない人々と同様の安全な避難を保障するためには、ユニバーサルデザインと合理的配慮の両者が必要である。そこで、今後の防災計画を進める上での基礎資料を得るために、既存のユニバーサルデザインと合理的配慮の概念をレビューし、アメリカ合衆国の先行例を整理したところ、ユニバーサルデザイン4分類、そこで解決できない事態について合理的配慮を提供するという枠組みが得られた。この枠組みを防災対策に適用し、考えていくことが有効であると考えられた。

### F. 健康危険情報 なし

表1 ユニバーサルデザイン、合理的配慮の分類、先行例の整理

	ユニバーサルデザイン	合理的配慮	メモ
教育	a. 物理的環境…ドアの自動センサー/家具の高さ b. 情報技術…多様な入力、出力が可能なコンピューター c. システム…カリキュラム、手続きの工夫 d. その他…図書館、学生宿舎	試験の配慮/ノートテイカー/優先授業登録/代替資料の提供/朗読者、通訳者	車いす、補聴器などの提供/食事やトイレの介助/個別学習支援/カウンセリングなどは個人的サービスとなり、合理的配慮として提供されない
住宅	a. 物理的環境…段差をなくす/広いドア、廊下 b. 情報技術…(居住ルールや生活に必要な情報の多様な提示方法) c. システム…(賃貸手続きや居住ルールの明確化) d. その他…(管理組合、自治会への参加)	駐車場の確保/盲導犬・介助犬の利用のためのペット禁止ルールの変更/家賃支払い方法の変更/手すりの設置	
雇用	a. 物理的環境…(ドアの自動センサー、エレベーター) b. 情報技術…(資料の電子ファイル配布) c. システム…(仕事内容や役割分担の可視化・明確化) d. その他…(福利厚生)	施設・情報へのアクセシビリティ/職務の再編成/勤務地の変更/労働時間の変更/休暇の付与/空席の職位への配置転換/試験/訓練教材の調整・変更/援助者・介助者の配置	個人的なベネフィット(車いす、めがね、義足など)は、合理的配慮にはならない

注) ( ) 外は調査から出てきた例、( ) 内は想定される例

G. 研究発表

① 論文発表

なし

② 学会発表

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. レビュー文献・HP 一覧

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

1.American Association of Retired Persons.

*What is universal design?* Retrieved 0310,

2009, from

[http://www.aarp.org/life/homedesign/Articles/a2004-03-23-what\\_is\\_univdesign.html](http://www.aarp.org/life/homedesign/Articles/a2004-03-23-what_is_univdesign.html)

2.Balser, D. B. (2007). Predictors of workplace accommodations for employees with

mobility-related disabilities. *Administration & Society*, 39(5) 656-683.

3. Boston Housing Authority. *Boston housing authority - reasonable accommodation & housing applicants*. Retrieved 0309, 2009, from <http://www.bostonhousing.org/detpages/hservices111.html>

4. Central Washington University. *Central washington university - office for equal opportunity: Reasonable accommodation of employees with disabilities*. Retrieved 0311, 2009, from [http://www.cwu.edu/~oeo/accom\\_empldisabilities.html](http://www.cwu.edu/~oeo/accom_empldisabilities.html)

5. Essexorlie, D. (1994). The americans-with-disabilities-act .1. history, summary, and key components. *Academic Medicine*, 69(7), 519-524.

6. Greenlaw, P. S., & Kohl, J. P. (1992). The ada - public personnel-management, reasonable accommodation and undue hardship. *Public Personnel Management*, 21(4), 411-428.

7. King Country Housing Authority. *KCHA : Current residents : Subsidized housing : Reasonable accommodations*. Retrieved 0309, 2009, from [http://www.kcha.org/currentresidents/sh\\_reasonable.aspx](http://www.kcha.org/currentresidents/sh_reasonable.aspx)

8. Mook, J. R. (2002). Supreme court addresses reasonable accommodation, but uncertainty remains. *Employee Relations Law Journal*, 28(2), 7-27.

9. Northwestern University, STUDENT AFFAIRS Services for Students with Disabilities (SSD). *Reasonable accommodations, policies and procedures, services for students with disabilities, student affairs, northwestern university*. Retrieved

0309, 2009, from

<http://www.northwestern.edu/disability/accommodations.html>

10. Pace University. *Pace university - counseling services - resources for students with disabilities*. Retrieved 0309, 2009, from [http://www.pace.edu/page.cfm?doc\\_id=5108](http://www.pace.edu/page.cfm?doc_id=5108)

11. Pepperdine University. *What is a reasonable accommodation? student information disability services office pepperdine university*. Retrieved 0309, 2009, from <http://www.pepperdine.edu/disabilityservices/students/articles/whatisreason.htm>

12. Rioux, M. H., Crawford, C., & Anweiler, J. (2001). Undue hardship and reasonable accommodation: The view from the court. *Policy Studies Journal*, 29(4), 641-648.

13. Rogers State University. *Rogers state university | student disability services | reasonable accommodation*. Retrieved 0309, 2009, from <http://www.rsu.edu/disability/accommodation.asp>

14. Schur, L., Kruse, D., & Blanck, P. (2005). Corporate culture and the employment of persons with disabilities. *Behavioral Sciences & the Law*, 23(1) 3-20.

15. imon, J. A. (2001). Legal issues in serving postsecondary students with disabilities. *Topics in Language Disorders*, 21(2), 1-16.

16. Sunstein, C. R. (2007). Cost-benefit analysis without analyzing costs or benefits: Reasonable accommodation, balancing, and stigmatic harms. *University of Chicago Law Review*, 74, 1895-1909.

17. The City University of New York. *Procedures for implementing reasonable accommodation at CUNY - the city university of new york*. Retrieved 0311, 2009, from

- <http://web.cuny.edu/administration/ohrm/policies-procedures/reasonable-accommodation.html>
18. The Housing Authority of the City of Los Angeles. *Reasonable accommodation - HACLA*. Retrieved 0310, 2009, from <http://www.hacla.org/accommodations/>
19. United States Department of Justice Civil Rights Division. *Civil rights division home page*. Retrieved 0311, 2009, from [http://www.usdoj.gov/crt/housing/jointstatement\\_ra.php](http://www.usdoj.gov/crt/housing/jointstatement_ra.php)
20. University at Buffalo. *Documenting student disability page, disability services website - university at buffalo*. Retrieved 0311, 2009, from <http://www.ub-disability.buffalo.edu/document.php>
21. University of Illinois. *Office of disability services - university of illinois at springfield*. Retrieved 0311, 2009, from <http://www.uis.edu/disabilityservices/procedures.html>
22. University of Indianapolis. *Reasonable Accommodations procedures, university of indianapolis services for Students with disabilities*. Retrieved 0311, 2009, from <http://www.uindy.edu/ssd/accommodations.php>
23. University of Washington. *Applications of universal design*. Retrieved 0309, 2009, from <http://www.washington.edu/doit/Resources/udesign.html>
24. Widmer, G. M. (2007). We can work it out: Reasonable accommodation and the interactive process under the fair housing amendments act. *University of Illinois Law Review*, (2), 761-782.
25. ADA (障害をもつアメリカ人法) の衝撃 (1991). 株式会社 学苑社.
26. 厚生労働省. 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会議事次第. Retrieved 1016, 2008, from <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/04/s0402-4.html>
27. 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター. 目に見えない障害のある大学生の就学支援. Retrieved 0305, 2009, from <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/ld/dss.html>
28. 斎藤 明子 訳. (1991). *アメリカ障害者法 全訳・原文* (斎藤 明子 Trans.). 現代書館.
29. 東 俊裕 (Ed.). (2007). *障害者の権利条約でこう変わる Q&A* 解放出版社.
30. 玉川公二彦. (2006). 国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の推移とその性格(障害者権利条約制定に向けての基本課題). *障害者問題研究*, 34(1)

## 5. ハワイ州の Interagency Action Plan の概要と実践に関する研究

研究分担者 八巻 知香子 国立がんセンターがん対策情報センター 研究員  
研究協力者 望月 美栄子 東京大学大学院医学系研究科

障害者団体を含む多分野の関係機関が防災計画について検討する場がつけられ、地域全体の防災計画の中で障害者を含む要援護者の防災が考えられているハワイ州の事例について、State of Hawaii・Civil Defense Division ならびに Disability and Communication Access Board を訪問し、Interagency Action Plan の概要およびそれに基づく防災対策の実情を調査した。結果より、多機関連携の有用性、福祉支援職への体系的な手順の整備、複層の福祉避難所の設置が行われており、他地域での応用が可能であると考えられた。また、現在のこのプランは、ユニバーサルデザインと合理的配慮の組み合わせによる整備という観点からもバランスよく配置されたものであると考えられた。

以上より、応用に際しては地域性を十分に考え、検討が必要であるが、ハワイ州のプランを一つの参考資料として地域の防災計画を考えることは一つの有効な手段であると考えられた。

### A. 研究目的

太平洋においては、米国・ハワイの太平洋津波警報センター (PTWC: Pacific Tsunami Warning Center) が太平洋全域の地震・津波の監視にあたっており、我が国の津波防災はその国際的な連携のもとに対策がとられている。米国の中でも立地条件の点から、ハワイ州は津波防災にもっとも熱心な取り組みを行っている州であり、我が国の沿岸自治体の防災対策を考える上で非常に有効である。

また、ハワイ州の Interagency Action Plan は、障害者団体が計画の策定に参加し、実現に向けた役割を担っている。障害者を含む要援護者の防災対策を考える上で、その当事者が参加し、ニーズを表明し、解決策を考えるという取り組みは、ユニバーサルデザイン志向での問題解決であり、より多くの人の安全を守るための対策が安価か

つ効率的に実施できるという点において、模範的なモデルの1つといえる。

よって、本研究では Interagency Action Plan がどのように策定され、またどのように運用されているのかについて、現地を訪問し調査したので報告する。

### B. 研究方法

本研究報告は、研究者らが、2009年11月に下記施設を訪問した際に担当者から得られた説明ならびに提供された資料に基づく。

訪問先1) State of Hawaii・Civil Defense Division

訪問日：2009年11月17日および18日  
面会した担当者

- Mr. Ed Teixeira, Vice Director
- Mr. Danny S. Tengan, Hurricane Planner

- Ms, Shelly Ichishita, Public Information Specialist

訪問先 2) Disability and Communication Access Board (Department of Health 内)  
訪問日：2009年11月19日  
面会した担当者】

- Ms. Debra L. Jackson, Disability and Communication access board, Department of Health, Planner.
- Ms. Lynn murakami-Akastsuka, Department of Health, Developmental Disabilities Division, Case management & Information Services Branch
- Mr. Wayne P. Law, MSW, Community Mental Health Center System Administrator

下記の研究結果に示す記述のうち、それぞれで用いた訪問先ヒアリングの内容および資料は以下のとおりである。

### 1. ハワイ州の主な災害と避難所の準備目標

訪問先 1) において Mr. Tengan から提供された説明および資料による。

### 2. Interagency Action Plan 作成の経緯

訪問先 2) において Ms. Jackson から得た説明ならびに、ウェブ上の公開資料(引用資料 1)による

### 3. 避難所の整備方針

訪問先 1) において Mr. Tengan から提供された説明および資料による。

### 4. 知的障害/発達障害児・者へのアプローチ

訪問先 2) において、Ms. murakami-Akastsuka から提供された説明および資料による。

### 5. 精神障害者へのアプローチ

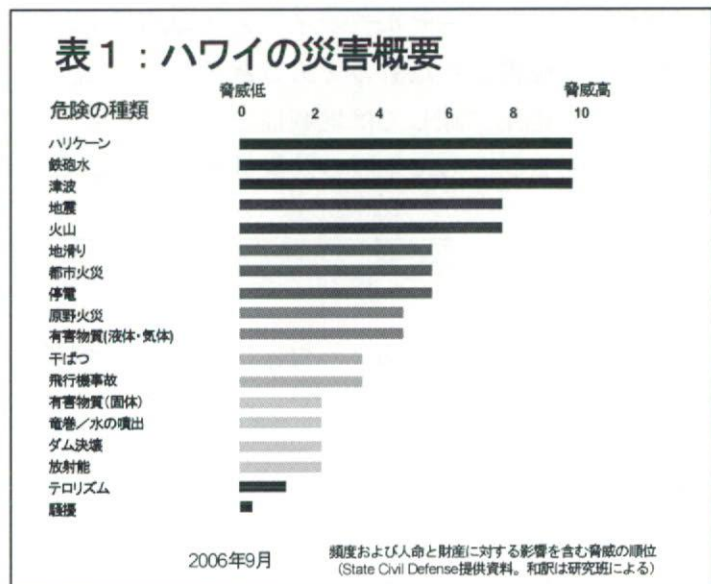
訪問先 2) において、Mr. Law から得た説明による。

## C. 研究結果

### 1. ハワイ州の主な災害と避難所の準備目標

ハリケーン、鉄砲水、津波など、水の被害が一番の脅威と考えられている(表 1 参照)。

避難所の数の必要数は、人口の 35%が避



**表2: 現在の避難所に関する統計**

郡	人口*	避難所合計	収容可能人口	35% 避難人口	避難所不足人口**
オアフ	905,266	150	257,997	316,843	58,846
モロカイ	62,640	19	19,766	21,924	2,158
マウイ	139,999	24	38,366	49,000	10,634
ハワイ	167,293	27	32,483	58,553	26,070
旅行者	159,000	0	0	55,650	55,650
計	1,434,198	220	348,612	501,969	153,357

\*米国統計局, Federal-State Cooperative Program for Population Estimates, 2005に基づく数値  
\*\*現在の人口に基づく数値 (State Civil Defense提供資料。和訳は研究班による)

難する場合を想定しているが、現状では約15万人分の避難所が不足していると推計されている(表2参照)。

## 2. Interagency Action Plan 作成の経緯

9.11 のテロ、2005 年のカトリーナ、リタ、ウィルマといったハリケーンの被害により、防災対策の重要性についての認識は一層高まった。中でも、障害者やヘルスケアに特別なニーズをもつ人は、ひとたび通常の生活環境、対応方法、支援システムが崩れた場合の脆弱性は高い。また、2001 年の調査によると障害者の58%は防災について誰に相談すればよいかを知らず、61%は自宅で被災した場合の避難先についての計画がなく、50%は職場での避難先についての計画がなかった。これらはいずれも障害のない人に比べて高い割合である。

この状況を改善するべく、2005 年秋、DCBA が、その母体でもある Department of Health、State Civil Defense に声をかけたのが最初で、ワーキンググループは、下記の10機関で発足した。

### <州政府機関>

- Disability and Communication Access Board
- State Department of Health
- State Civil Defense
- State Department of Human Services
- State Department of Education
- State Council on Developmental Disabilities
- Executive Office on Aging

### <郡市の機関>

- City and County of Honolulu, Civil Defense Agency
- County of Hawaii, Civil Defense Agency
- County of Kauai, Civil Defense

Agency

- County of Maui, Civil Defense Agency

### <民間の機関>

- American Red Cross
- Healthcare Association of Hawaii.

Department of Education が参加しているのは、学校が避難所になっている場合が多いことも考慮されているためである。

当初より、障害者自身の参加を重要視しており、広く意見を募集した。まず、計画をつくるのが先決と考え、最初につくられたのが Interagency Action Plan 2006 である。

その後、地域のグループにも参加を促し、Interagency Action Plan Working Group が発足した。参加したのは州の機関、民間の機関、障害当事者、群の機関が参加し、ともにプランを発展させていくために議論した。このプランというのは、州全体の計画というより、何を目指し、どのように準備するのかというロードマップのようなものである。そのロードマップの中では、障害のあるなしに関わらず、全ての人に対する備えとして計画を進めていることとしている。ハワイでは、州および各郡に Civil Defense オフィスを持っており、州と郡が協力して住民の防災に携わっている。

現在までにいくつかの団体の加入と脱退があり、現在は、上記に加え、下記機関が加わっている。

### <障害の当事者団体>

- County of Hawaii, Mayor's Committee on Persons with Disabilities
- County of Kauai, Mayor's Advisory Committee for Equal Access
- County of Maui, Mayor's Commission on Persons with Disabilities

- Hawaii Centers for Independent Living
- Hui Kupuna VIP
- National Federation of the Blind
- National Multiple Sclerosis Society, Hawaii Division

ワーキンググループでの議論の結果、6つのゴールを設定し、避難所(sheltering)と周知(notification)を優先して取り組む課題とした。2007年には、ゴール7として移送(transportation)を追加した。

現在(2008年11月の訪問時)は、2008のプランに基づいて対策をすすめている。

## 2. Interagency Action Plan の概要

このプランでは、障害のある全ての人の安全を確保するための計画を作成すること、並びに障害のある人自身が参加することによって、その人たちのニーズが地域全体のプランに反映されることが目指されている。

このプラン策定のワーキンググループでは、障害を診断名や属性で把握するのではなく、「高度の医療的なケアが必要な人」「簡易ベッドで寝ることができない人」など、どのような支援が必要なのかというニーズベースで把握する方針をとっている。

このプランのゴールは7つ設定されているので順に紹介する。

ゴール1：ADA法に基づき、避難所として使われる予定の全ての施設の入り口やトイレのアクセシビリティを確保する。

スロープの付け方の工夫などにより、最低限、レベル1の障害者(レベルについては3. 避難所の設置方針にて記載する)に対応できるようにする。

ゴール2：地域の日常生活の場(自宅)が避難に耐えうる状況にする。これによりレ

ベル1の避難所の負担が軽減され、障害のある人も家にとどまることが可能になる。

そのために、Department of Healthが15万ドルを予算化し、個人を支援して防災準備をする活動にあて、2名の退職したナースがそのサービスの支援にあたっている。その他、5万ドルを一般市民への啓発費用(テレビ、ラジオ、ビラ等)として使っている。

ゴール3：増加の予測されるベル2のケアを必要とする人に十分対応できる避難所の数と分布を充実させ、長期的には全ての避難所がレベル2のケアを提供できることを目指す。

発電機、薬用の小さな冷蔵庫、病院のベッド、酸素ボンベ、コミュニケーション支援機器などの避難所への整備に努めている。この整備については、昨年着手したばかりで、ごく一部にしか準備できておらず、まだまだ不十分だが、順次進めているところである。

ゴール4：一般および専門家の機関に向けて防災キャンペーンを行い、障害者やヘルスケアニードのある人たちの日常の生活場所での防災対策を強める。

ゴール2にも関係するが、高齢者施設、発達障害の人の施設、孤児院等の各種の福祉機関が自分たちのスタッフを通じて防災力を高めるキャンペーンを行う。

ゴール5：ヘルスケアの提供機関がもつそれぞれの防災計画を支援する。

例えば、ある高齢者施設が浸水予測地域にある場合には、その施設の避難所を設定し、避難訓練の実施を支援する。

避難の目標については、大学の研究者とともに想定する浸水域を設定する研究を行っている。ワイキキのホテルでは、外に出



ると車も多く危険なため、3 階以上に避難するというのを避難方法としている。

この 130 年間の記録から、安全な場所と浸水の危険がある地域を調べ、住所を入力すると、避難地域かどうかが表示されるシステムが運営されており、それをホームページ上で公開している（参考資料 1 参照）。

#### ゴール 6 :

障害者やヘルスケア上の特別なニーズを持つ全ての人が他の人と同等の情報をアクセシブルなフォーマットで享受することを保障する。

聴覚障害者はもっとも情報提供の難しい人々であろうと考えており、音声や書記文字からの情報入手が困難な人には絵を多用したメッセージの発信、携帯電話への文字情報の発信などの対応を行っている。この目標の達成には、Civil Defense 以外の機関が担当しているが、例えば、情報の伝達については、テレビの情報に字幕をつける、携帯電話のメールでも受け取れるようになるなど、障害者も同じ情報が受け取れるようにするための契約を行っている。

ゴール 7 : それぞれの郡は、避難所への移動手段をもたない、障害やヘルスケア上の特別なニーズをもつ人々の搬送についての計画をもつ必要がある。

郡が避難計画をたてる責任はあるが、ただ、避難するかどうかは本人の意思であり、強制することはできない。

### 3. 避難所の整備方針

ハブ避難所アプローチをとっている。全ての避難所が発電機や調理場を持っているわけではないので、ハブ避難所を設定し、そのハブ避難所がカバーする避難所分の調理をして配るハブシステムをとっている。より多くの予算があればぜひ全ての避難所

に設置したい設備については、10 年かけて準備する予定である。

ヘルスケアニーズのある人の避難所はレベルを 3 段階に分けて設定している。

レベル 1 : 障害があるとしても、ADL が自立している人向けの避難所。一般の人と同じ避難所を使う。

レベル 2 : 介助が必要な人向けの避難所で、レベル 1 の避難所に隣接されている。これにより家族を分離させることなく、通常の状態を保つことができる。この方法であれば、レベル 2 の避難所には介護者だけが同行すればよく、家族ごとレベル 2 の避難所に入る必要がなくなる。

レベル 3 : 急性期医療が必要な人向けの避難所。手術が必要な人、臨月の妊婦など。

これらの避難所への避難については、buddy プログラムにより、自助・共助により避難する方法が想定されている。buddy プログラムとは避難の移動手段をもたない人、一人暮らしの人などを誰かが助けに行く組み合わせをつくっておくプログラムである（次項で詳述する）。

そのほか、ケースマネージャーによる対応については次項以降で紹介するが、障害者向けの避難訓練は障害者自身の参加による机上訓練および実際の避難訓練の両方を実施している。

### 4. 知的障害／発達障害児・者へのアプローチ

知的障害／発達障害をもつ人に対しても、他の人と同様に自助(self preparedness)を強化することがまず第一の方針である。これは全ての住民に対して政府が呼びかけている方針でもある。ケースマネージャーらが発災時にかけつけて救助することは現実的に不可能であるためである。

ハワイ州の Developmental Disabilities Division, Case management &

Information Services Branch のケースマネージャーの数は80名~100名程度、約3000人の障害者へのサービスを提供している。

全ての新規採用及び現職のケースマネージャーへの防災教育を行っている。ケースマネージャーは発災前および発災後の障害者のニーズについて Civil Defense や Department of Health 他の部局に伝え、連携していく役割を担っている。新規採用のケースワーカーは2ヶ月以内にオンラインプログラムを受け、災害に関する役割について学習することが義務付けられている。ケースワーカーは、災害時には特別エリアに入ることができる緊急要員(emergency worker)となることを身分証に記載されている。ケースマネージャーが学ぶ役割は、National Incident Management System (<http://www.scd.state.hi.us/nims.html>)により整理されている。

全てのケースマネージャーは個々の利用者への援助方法についてのスクリプトを学ぶ必要がある。ケースマネージャーはスーパーバイザーの指導を受けながらそのスクリプトを学び、毎年個々の利用者について、buddyプログラムがうまく機能しているか、避難グッズが準備できているのかを確認することになっている。避難グッズについては、赤十字社により約80ドルで販売されており、個々のニーズにあわせて準備し、また購入する費用をもたない障害者に対しては助成プログラムを用意している。避難グッズの準備にあたっては、食料など障害者本人のためのものおよびbuddyのためのものの2人分を用意しておくこと、また、保険証や常用している薬の準備を指導している。行くべき避難先については、災害の種類ごとの避難所一覧をもとに、その人にとって最寄の避難所を検討し、どのようなときにどこに避難すればよいかの確認することもケースマネージャーの仕事である。

(参考資料2：ケースマネージャーの利用者支援のスクリプト訳参照)

ケースマネージャーは、同意を得て写真つきのケースレコードを作製し、Civil Defense のシステムに登録する。その登録があれば、発災後、安全が確認できない場合には衛星システムとの組み合わせで本人の所在を確認することができる。

自助を強化する支援として、buddyプログラムがある。近所の人、近所に住む友人や親戚などをbuddyとしてあらかじめ選んでおき、いざというときに支援してもらうシステムである。このプログラムは特に1) 日常生活は一人でできるために単身で生活している障害者、2) 非常に高齢の親と住んでおり避難の際の家族の支援が期待できない障害者、および3) 危険度の高い地域(池の近く)に住む障害者を中心にすすめている。buddyは少なくとも2名に依頼することになっているが、buddyを探すにあたっては、ケースマネージャーが本人に候補となる人を尋ね、本人が直接依頼することが難しければ、ケースマネージャーが説明と依頼をする支援を行う。

そのほか、パンデミックについては、ハリケーンや津波などの災害とは違い、家に留まることが重要であること、ただしそのためには食料の準備など同様の備えが必要であることなどを説明するキットを作成している。

## 5. 精神障害者へのアプローチ

ハワイ州には約14000人の精神障害者があり、その全ての人がケースマネージャーを必要としているわけではないため、約500名のケースワーカーが支援を行っている。自助への支援については、発達障害/知的障害者の場合とほぼ同じである。

精神障害者のサービスについては、個々のサービスを展開する事業者と州政府が契

約を行う形で提供されており、個々の事業者が利用者の防災に関するケースレコードを作製する責任を負っている。個々の利用者はケースレコードの作製と、州のシステムの登録について、ケースマネージャーからインフォームドコンセントを受ける。

精神障害が利用するクラブハウスでは、災害時には通常の避難所の利用が困難な人のために、利用者以外の精神障害者も広く受け入れることを表明しており、そのための準備も行っている。

ケースマネージャーにとっては、災害対策というのは、多々ある役割の1つに過ぎないが、重要性を常に意識させる注意喚起を行っている。

#### D. 考察

##### 1. Interagency Action Plan の応用可能性

第一に障害者団体を含む多分野の関係機関が防災計画について検討する場がつけられ、地域全体の防災計画の中で障害者を含む要援護者の防災が考えられていることの有効性が挙げられる。多機関の連携には様々な調整が必要となり、困難もあるかもしれないが、学校が避難所になるので Department of Education も参加することが有効である、といった指摘はわが国でも当然あてはまるものであり、市町村レベルからでも試みが進められることが必要であろう。また、障害者自身がこの計画の策定に参加しているということは、3章での検討結果にあるように、より多くの人のニーズを満たす仕様を生み出すことにつながり極めて効果的であると考えられる。

第二に挙げられるのは、防災についての自助への支援をスクリプト化しケースマネージャーが直接支援できる体制を整備している点である。Law 氏も述べているように、障害者のケアにあたるスタッフにとって、

災害というのは非常に関心の薄い事柄であるが、マニュアル化し、体制として準備することで漏れのない準備が可能となると考えられる。また、このケースワーカーによる支援が、「救出しに行く」ための支援ではなく、自助・共助を高めるための事前の支援だという点も重要である。避難グッズの準備、近隣の人に buddy となってもらうなどの橋渡し役等、事前の自助・共助への支援は限られた支援職員数で全ての要援護者の命を守ることができる、最も可能性の高い方法であるといえるであろう。

第三に、複数の形で要援護者の避難所整備が行われている点である。自宅に留まることを可能とするための補強、3つのレベルによる避難所の整備、災害時には通常の利用者以外も受け入れる準備をする障害者サービス事業所という複数の選択肢が準備されていた。複数の選択肢があることにより、脆弱性の高い人々が予想外の被害に遭遇した際にも対応できる可能性も高まるであろう。

##### 2. ユニバーサルデザイン、合理的配慮の観点からみたプランのバランス

Interagency Action Plan は、その作成過程で、障害のある人自身が参加することによってその人たちのニーズが地域全体のプランに反映されることが目指されている。多くの関係者がその作成過程に参加し、そのニーズを反映させるというのはまさに3章で論じたユニバーサルデザインの考え方である。

それぞれのゴールが、ユニバーサルデザインと合理的配慮のどちらの観点により達成される計画となっているのかを検討することは、全ての人を対象とする対応か、個別の人を対象とする対応であるのかを峻別できるため、他地域での応用を考える際に有用であると考えられる。よって、その観

点から各ゴールを便宜的に分類し、表3に示した。

ユニバーサルデザインによる対応としては、ゴール1の全ての施設の物理的アクセシビリティをより多くの人にとって高いものにする、というものは結果的に障害の有

合理的配慮の考え方に沿ったものである。これらの対策は、直接は全ての人があるメリットを享受できるというものではないが、個別対応が必要なものであり、限られた資金、人手と時間の中で対応する上では、ニーズの高い人を優先して対応することは極

表3：Interagency Action Plan のユニバーサルデザイン・合理的配慮観点からの整理

	ユニバーサルデザイン	合理的配慮
物理的空間	ゴール1：避難所全ての入り口やトイレのアクセシビリティを確保する	ゴール2：日常生活の場（自宅）が避難に耐えうる状況にする
情報	ゴール4：一般・専門家の期間に向けて防災キャンペーンを行う ゴール6：特別なニーズをもつ全ての人がある人と同じ等の情報をアクセシブルなフォーマットで享受することを保障する。	
システム	ゴール3：レベル2のケアが提供できる避難所を充実させる	ゴール5：ヘルスケアの提供機関がもつ防災計画を支援する ゴール7：特別なニーズをもつ人々の搬送について計画をもつ

無に関わらず、そのメリットを享受できるものである。また、ゴール3は、ケアを必要とする人に対応できる避難所を充実させるということであるが、これも特定の人々のニーズを満たすものではなく、全ての人がある利用する避難所でケアを行えるようにするというものであり、たとえ通常は健康な人でも災害時に体調を崩したりけがをすることも十分考えられる。そのような場合にも対応できるという意味で、ユニバーサルデザインを指向しているものであるだろう。ゴール6も、特定の人々に向けてではなく全ての人がある自分のニーズに合ったフォーマットで、他と同等の情報を入手できることを目指すものであり、これもユニバーサルデザインといえる。

ゴール2とゴール7は、全ての人を対にしたものではなく、特にニーズが高いと判断される人に優先的に対応しようとする

めて理に適った方法であるといえる。

ゴール2に関しては、特別なニーズのある人の日常生活の場を避難に耐えうるようにするというもので、そのためにつけられた予算も支援者も数が限られており、全ての人を対とするのは不可能である。ゴール7も同様で、全ての人々の搬送計画ではなく、特別なニーズをもつ人々のみである。これらの対は一部の要援護者を対とするものであるが、この対策により、個々の避難所でのケアの負担が軽減されたり、行政職員や近隣住民に過度な負担を強いる搬送作業などが軽減される可能性が高く、結果としてその地域全体の負担が軽減されることになる。

ハワイ州の Interagency Action Plan は、以上のように整理することができ、限られた資源の有効な配分という点でも一つの効果的なモデルであると考えられた。

## E. 結論

ハワイ州の Interagency Action Plan は多機関連携の有用性、福祉支援職への体系的な手順の整備、複層の福祉避難所の設置が行われているという点が、他地域での応用が有効であると考えられた。また、現在のこのプランは、ユニバーサルデザインと合理的配慮の組み合わせによる整備という観点からもバランスよく配置されたものであると考えられた。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

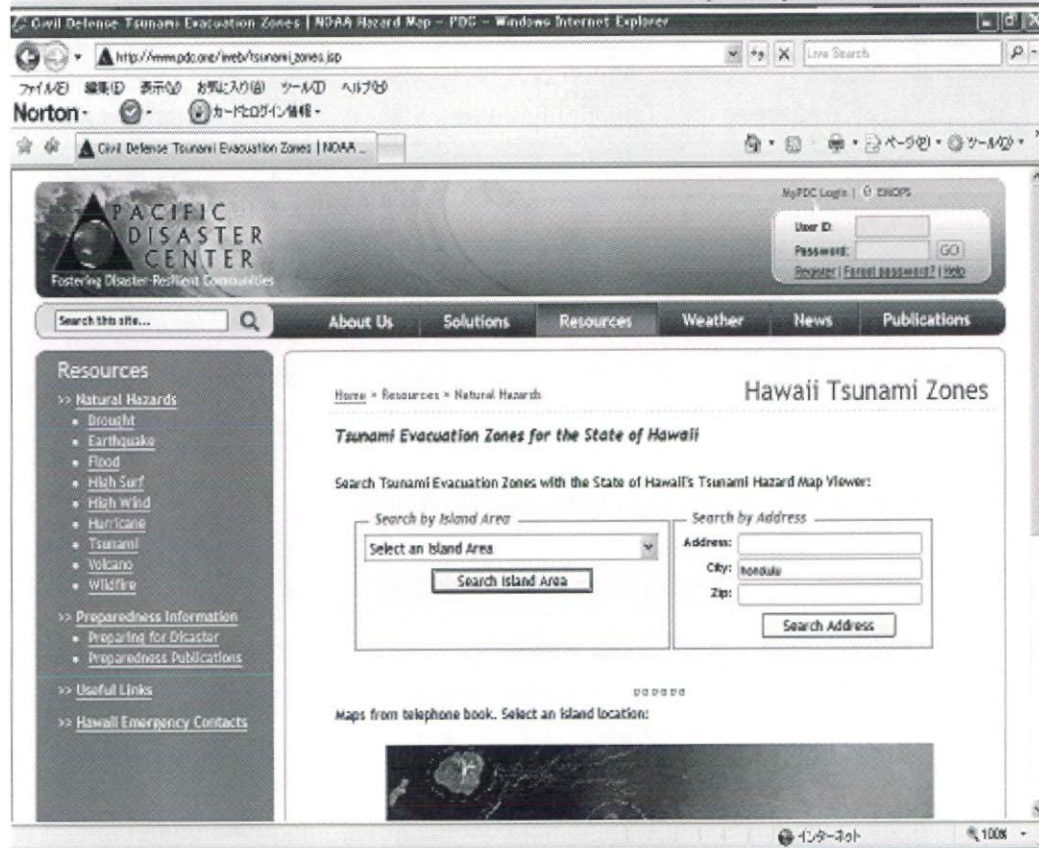
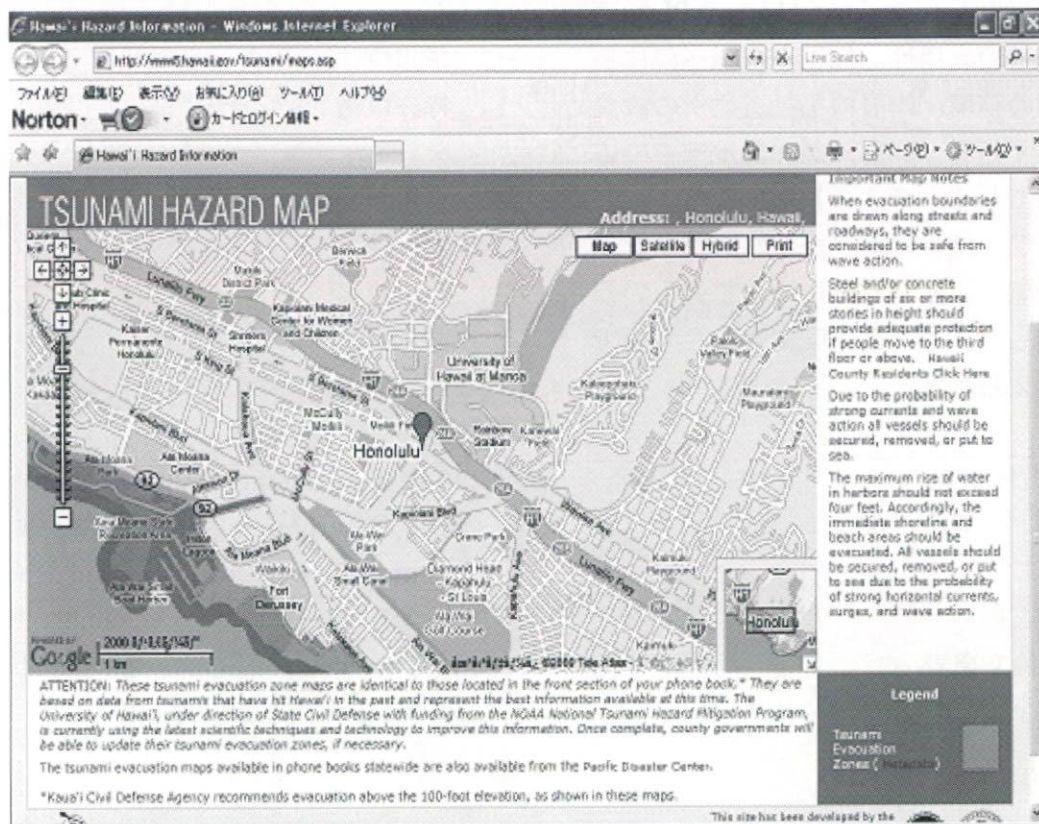
なし

## 引用資料

- 1) 2008 Interagency Action Plan: For the Emergency Preparedness Of People with Disabilities and Special Health Needs.

<http://www.state.hi.us/health/dcab/docs/interagencyplan2008.pdf>

ウェブ上公開資料



## 防災及び非常持ち出し用品準備のためのケースマネージャー台本

1. 導入/要約- 6月から11月のハワイのハリケーンの季節への備えと緊急避難時への備えについて、あなたとお話するためにうかがいました。ハリケーンや熱帯性低気圧は、6月から11月の期間以外に来ることもあります。

政府は、これらの嵐への備えは個人であるようにということを強調しています。保健省としては、もしまだあなたの非常持ち出し用品の準備ができていなかったら、その準備をするのを手伝いたいと思っています。

## 2. 非常持ち出し用品-

質問：あなたは、ハリケーンに備えて、薬や衣服、食料、水を入れた非常持ち出し袋を用意していますか。用意していたら見せていただけますか。

- a. もしまだ非常持ち出し用品の準備ができていなかったら、「災害備えガイドライン」を読み、非常持ち出し袋に何をを用意しなければならないか、理解してもらってください。許可を得られたら、実際に準備するのを手伝ってください。
- b. すでに非常持ち出し用品の準備ができていたら、ガイドラインを見ながら、それらの用品の点検を一緒にしてください。追加しなければならない物などを本人、仲間、支援者などと一緒に確認してください。足りない物をいつまでに準備するという期限を決めてください。

\* ケースマネージャーは、非常持ち出し用品を確認し、アクションプランの状態をISPに記入する（非常持ち出し用品の準備や収集、維持のために必要なことを含む）ために3ヶ月に1度の訪問をしてください。

\* ケースマネージャーは、非常持ち出し用品を準備できるかどうか、また、病状識別ブレスレットを使用してもらう必要があるような病状があるかどうか、査定してください。ケースマネージャーは、非常持ち出し用品や病状識別ブレスレットの購入をウェイバー基金で購入する必要がある人がいたら、上司に報告してください。購入の指示が与えられるでしょう。

クライアントへ質問：私たちは、記入済みの「緊急時情報」も非常持ち出し用品と一緒に準備しておくことが大切だと考えています。あなたは自分の「緊急時情報」を用意してありますか。

- a. 用意してあると答えた場合、見せてもらえるか尋ねてください。ケースマネージャーは、記入済み緊急時情報に記録してください。
- b. 用意していない場合、保健省発達障害部「緊急時情報」書式に、一緒に記入してくだ

さい。「緊急時情報」をケースマネージャーが記入した場合は、そのことも記してください。

3. 「バディ（仲間）」についての話し合い・ 1人暮らしの人を助けるため、緊急時にその人を助けてくれるバディ（仲間）となってくれる人、第一・第二の2名を決めるよう勧めてください。バディ（仲間）の機能は、非常時の資源や仲間としての役目や地元での連絡役としての役目を果たしてくれる。バディ（仲間）は、近所の人が好き。

質問： 非常時に助けてくれる人がいますか。

- a. いると答えた場合、その2人（第一・第二）の名前を尋ねてください。ケースマネージャーは、その示されたバディ（仲間）を確認し、ISPの連絡情報に、その人たちの住所、電話番号などの情報を記入してください。
  - b. いないと答えた場合、ケースマネージャーは、非常時にバディ（仲間）としての役割を進んで引き受けてくれそうな「支援の輪」について話し合ってください。2人のバディ（仲間）（第一・第二）を決めたら、ISPの連絡情報に記入してください。
4. 避難・ ケースマネージャーは、住居（構造）がハリケーンに襲われても壊れないか調べてください。ケースマネージャーは、緊急時に先立って、住居が有名な海岸線、洪水氾濫地域、内陸水路（小川、ダムなど）の近くに建っていないか調べてください。ケースマネージャーは、家の立地が、津波避難ゾーン内あるいは近くでないか、電話帳の避難地域で確認してください。ケースマネージャーは、それぞれの島の避難所のリストを確認し、「緊急時情報」に最寄りの避難所を記入してください。
  5. 個人/バディ（仲間）からケースマネージャーへの連絡・ テレビやラジオで台風避難警告が出た場合、その場で待機するか避難所に移動するかをケースマネージャーに知らせることに、ケースマネージャーと個人/バディは約束しておくべきです。
  6. ISP書類・ ケースマネージャーは、「特別なニーズをもつ人の災害時備えガイドライン」のプリントを渡して、一緒に読んでください。（ケースマネージャーは、読んでいる間に何でも気づいたことをISPと緊急時情報に記入してください。）
  7. 写真・ 緊急時情報に貼る顔写真は、CMISB承認の写真形式を使ってください。家族から写真を得るか、CMISBデジタルカメラを使って撮ってください。
  8. 身分証明と医療カード・ 緊急時情報に貼るために、医療保険カードと身分証のコピーをもらってください。



アクションプラン

<p>夢/目標と活動 誰が、何を、いつまでに、どのぐらい</p>	<p>状況</p>
<p>緊急時備え情報:                      __ (名前、DSW コンタクト番号、介助者、家族、友人、ケースマネージャー) __                      は、非常持ち出し用品をまとめるのを手伝ってくれます。この非常持ち出し用品は、__ (家の中の場所) __ に保管してあります。                      必要なもの。(次の中から非常持ち出し用品にあるものを線を引いてください。線が引いてないものは、まだ購入していません。3ヶ月に1度の訪問の際に、足りない物をチェックしてください。)                      電池式懐中電灯                      電池式ラジオ                      少なくとも5日分の非常食と飲料水                      救急箱                      アイスボックスと水容器                      缶切り                      衣服                      毛布                      寝袋                      お金                      トイレ用品                      その他: __ (その他必要なものを書く) __</p> <p>私は病状識別ブレスレットが必要です。__ (DSW の名前、介助者、家族、友人、ケースマネージャー) __ が、それを買うのを手伝ってくれます。</p> <p>台風(津波)の時に私を手伝ってくれるバディ(仲間)を決める必要があります。                      あるいは、__ (名前#1) __ は、私を助けてくれる第一のバディです。                      (住所、電話番号)                      __ (名前#2) __ は、第二のバディです。                      (住所、名前)</p> <p>もし避難が必要な場合、私は__ (あなたの地域の少なくとも2つの避難所) __ へ避難します。</p> <p>署名(本人/代理人のサイン) _____ 日付: _____</p>	<p>例:                      2006年8月3日持ち出し用品確認時に、電池式ラジオ購入</p>

名前: \_\_\_\_\_

B/D: \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_

ハワイ州 保健省 発達障害部  
緊急時情報

名前： \_\_\_\_\_ 記入日： \_\_\_\_\_

保健省-発達障害部 ケースマネージャー：(名前、班、電話番号)

住所、電話番号

避難所：(自宅から避難するときの避難先)

1. \_\_\_\_\_ (近所の避難所を少なくとも2つ書いてください)
2. \_\_\_\_\_

家族/緊急時連絡先： 家の電話番号/携帯番号(市外番号も)、名前、関係

1. \_\_\_\_\_ (バディが決まっていたら、その人の連絡先を書いてください)
2. \_\_\_\_\_ (緊急時に連絡できる家族を挙げてください)

コミュニケーションニード/主たる言語(どうやって他者があなたを助ければよいか)

1. \_\_\_\_\_ (コミュニケーションするとき使用する機器を書いてください)
2. \_\_\_\_\_ (英語以外に理解できる主たる言語)

非常持ち出し用品、装具、医療装置、用品          保管場所

1. \_\_\_\_\_ (家の中で非常持ち出し用品を保管してある場所)
2. \_\_\_\_\_ (医療装置、補助具、必要な物の置き場所)
3. \_\_\_\_\_
4. \_\_\_\_\_

行動/鎮静効果

1. \_\_\_\_\_ (動揺を起こさせること；沈める方法)
2. \_\_\_\_\_

介助動物：(名前) \_\_\_\_\_ (介助動物の名前、品種)

日中のプログラム&あるいは雇用者： 会社名、住所、電話番号：

\_\_\_\_\_ (プログラムと雇用者の情報を書いてください)

## 医療情報

写真

蘇生指示  
(どちらかにチェック)

はい      いいえ  
いいえの場合、記入済みチ  
ェックリストと一緒に署  
名つきの指示書を添付し  
てください

名前/ニックネーム \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

主治医 名前、住所、電話番号：

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_

薬局 名前、住所、電話番号： （普段薬をもらう薬局） \_\_\_\_\_

薬 薬の名前、用量、頻度、冷凍保存の必要      血液型 \_\_\_\_\_

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_
4. \_\_\_\_\_
5. \_\_\_\_\_
6. \_\_\_\_\_

最後に予防接種を受けた日： \_\_\_\_\_

コピー添付   ： 医療保険証  
                  メディケイド カード  
                  州のあるいは他の身分証

特別なニーズをもつ人の災害備えのためのガイドライン

障害/特別なニーズ	備え&計画
<p>一般的な考慮すべき点：</p> <p>特別なニーズをもつ人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態に対応したり、避難所に逃げるのに、助けが必要である（バディシステムを整え、特に緊急時のために、第二のバディを決める）</li> <li>・ 起こりうる緊急事態のためにどんな計画を実行するか家主やサービス提供者と話し合う</li> <li>・ 家主やサービス提供者に緊急時にどんな準備をしておけば自分が助かるか尋ねる</li> <li>・ 障害を分かりやすくするように警告ブレスレットをつける</li> <li>・ 緊急時には州や群の民間防衛ラジオ局やテレビ局に注意を払い、指示に従う。指示が出たら自宅から避難する</li> <li>・ 自分が避難する第一・第二の避難所をあらかじめ調べ、場所が分かるようにする</li> <li>・ できれば緊急時に先立って、住居が有名な海岸線、洪水氾濫地域、内陸水路（小川、ダムなど）の近くに住んでいる場合は自宅から避難する。また、家が熱帯性低気圧や台風の強い風に耐えられないと思ったら避難する。</li> <li>・ 家族との連絡の取り方、突然家を離れたときの家族との連絡の取り方を決めておく</li> <li>・ 非常時持ち出し用品と一緒に、次のコピーをとっておく             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 必要な医療機器</li> <li>b. 現在服用している薬、用量、管理</li> <li>c. アレルギーと刺激反応</li> <li>d. 家族の連絡先、電話番号</li> <li>e. 医者/薬剤師の名前、住所、電話番号</li> <li>f. 健康保険証</li> </ul> </li> <li>・ 非常持ち出し袋に次のものを入れておく             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 懐中電灯；予備の電池</li> <li>b. 携帯ラジオと予備の電池</li> <li>c. 救急箱</li> <li>d. 5日分の非常食と飲料水</li> <li>e. アイスボックスと水容器</li> <li>f. 缶切り</li> <li>g. キャッシュカード、クレジットカード</li> <li>h. 丈夫な靴と手袋</li> <li>i. 替えの服、毛布、寝袋</li> <li>j. トイレ用品</li> </ul> </li> </ul>